平成 27 年３月 24 日

各　位

会 社 名　　東光株式会社
代表者名　　代表取締役社長　山内　公則
（コード：6801、東証第一部）
問合せ先　　執行役員　田口　康則
（TEL. 049-285-2511）

販売権譲渡の決定及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成 27 年３月 20 日に、当社の保有する販売権の一部を、株式会社村田製作所（以下「村田製作所」といいます。）及びその子会社へ譲渡することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、村田製作所との契約締結は平成 27 年３月 25 日を予定しております。

１．販売権譲渡の経緯

当社及び村田製作所は、お互いの強みを相互に活用することで社会の発展に貢献し、ひいては両社の企業価値向上に資するべく、平成 24 年３月 22 日に「資本・業務提携に関する合意書」を締結し、業務提携を開始しました。また、平成 25 年２月 13 日に「資本業務提携の強化に関する合意書」を締結し、村田製作所が公開買付けにより当社の発行済株式総数の 62.99%（平成 26 年 12 月 31 日現在）を保有するに至っております。

村田製作所との業務提携を進める中で、両社のシナジー効果を生み出す方策として、当社が保有する販売権の一部を村田製作所へ譲渡することについて協議を進めてまいりました。当社及び村田製作所の販売子会社の双方が事業を展開している一定の地域・顧客に対して、当社が保有する販売権を村田製作所及びその子会社に譲渡することにより、当社は、村田製作所のグローバルな販売力を通じて商品を販売することが可能となり、当社の販売規模を従来以上に拡大させることが期待されます。

また、この販売権譲渡により、当社はこれまで顧客対応に充てていた経営資源を、次世代パワーインダクタの創出や顧客ニーズの深耕による新たな製品の開発・生産・販売等といった村田製作所とのシナジーが見込める他の成長領域へ振り当てることにより、更なる業容の拡大を実現できるものと確信しております。

これらにより、本販売権譲渡が、当社の企業価値向上に資するものと判断し、販売権の一部を村田製作所及びその子会社へ譲渡することを決議いたしました。

２．販売権譲渡の内容

（１）譲渡対象の販売権

当社の保有する日系を除く外資系顧客に対する販売権

（２）譲渡価額(予定)

24 億円

譲渡価額の算定に際し、当社及び村田製作所は、共同でアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社に公正市場価値算定を依頼しております。なお、価値算定に当たっては、中立的な算定意見を述べるよう依頼しております。

本譲渡価格の評価方法につきましては、独立した第三者である隼町法律事務所　弁護士　高橋正樹氏より適正である旨の答申を受けております。

なお、上記金額につきましては、譲渡契約に含まれる全ての販売権譲渡が完了した場合の金額となります。今後の取引先との交渉の中で、譲渡の承諾を頂けない取引先が生じた場合、譲渡価額が変動する可能性があります。

（３）譲渡手続き

譲渡につきましては、当社が商品を販売している取引先の承諾の上、随時行われます。なお、今後の取引先との交渉により、譲渡に要する期間及び譲渡価額が変動する可能性があります。

（４）譲渡先会社の概要(平成 26 年 12 月 31 日現在)

①	名　　称	株式会社村田製作所
②	所 在 地	京都府長岡京市東神足１丁目 10 番１号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　村田　恒夫
④	事 業 内 容	ファンクショナルセラミックスをベースとした電子デバイスの研究開発・生産・販売
⑤	資 本 金	69,377 百万円
⑥	設 立 年 月 日	昭和 25 年 12 月 23 日
⑦	当 社 と の 関 係	
・	資 本 関 係	村田製作所は当社の発行済株式総数の 62.99%に相当する 68,101 千株を保有しております。
・	人 的 関 係	村田製作所は当社に対して取締役２名、監査役１名の派遣及び従業員の出向を行っております。
・	取 引 関 係	村田製作所は当社へセラミックコンデンサを販売しております。また、当社から村田製作所へコイルの販売を行っております。
・	関連当事者への該当状況	当社は村田製作所の連結子会社であります。

（注）なお、実際の譲渡先は村田製作所及びその子会社となりますが、当該記載につきましては、親会社である株式会社村田製作所の情報を記載しております。

３.支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は村田製作所の連結子会社に該当することから、本販売権譲渡は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社は、平成 26 年４月７日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主と取引を行う場合には、他の会社との取引の場合と同様に、市場価格や取引条件等を総合的に勘案して決定する」と定めております。

当社は、本販売権譲渡について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じたうえで、譲渡金額を決定し、本販売権譲渡を行う予定です。したがって、本販売権譲渡は上記の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えています。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記（１）「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本販売権譲渡は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社に対し販売権価値算定を依頼したほか、本販売権譲渡に係る法務全般に関する事項について西村あさひ法律事務所の助言を受けております。なお、譲渡価額の算定に際し、当社及び村田製作所は、共同でアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社に公正市場価値について中立的な算定意見を述べるよう依頼しており、販売権譲渡価額につきましては、同社より受領した販売権価値算定意見書を基に、同額としております。

また、利益相反の疑いを回避する観点から、契約交渉においては、村田製作所に対する利害関係を有さない者によって構成されるチームによって実施することにより、公正性を確保し、利益相反を回避しております。

取締役会においては、当社定款上、議決に加わることができる取締役の過半数をもって行うと規定されております。

当社取締役である牧野孝次及び竹村善人は、村田製作所の取締役を兼務しておりますが、村田製作所の代表取締役ではなく、本件に関する決定権限を村田製作所から一任されていないため、両者は特別利害関係人に該当しないと判断しております。また、当社代表取締役である山内公則及び取締役である佐々木俊和は、親会社である村田製作所を退社しているため、両者は特別利害関係人に該当していないと判断しております。よって、村田製作所出身者４名を含む、定足数を満たす取締役７名で本件の審議・決議を行い、全会一致で決議されております。

なお、本取締役会に参加している監査役中山素彦は、村田製作所の常勤顧問を兼務しておりますが、村田製作所の代表取締役ではなく、本件に関して村田製作所から一任されていないため、特別利害関係人に該当しないと判断しております。

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、村田製作所及び当社と利害関係を有しない独立した第三者である隼町法律事務所　弁護士　高橋正樹氏に対して、(1) 本販売権譲渡の目的の正当性（本販売権譲渡が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。)、(2) 本販売権譲渡の決定に至る交渉過程等の手続の適正性、及び (3) 本販売権譲渡の対価その他の条件の公正性を総合的に見て、当社が本販売権譲渡を行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて諮問しました。

その結果、当社は、平成 27 年３月 19 日付で、高橋正樹氏より、(ⅰ)本販売権譲渡を実行することにより、当社の海外販売ネットワークを効率的に拡大し、また、成長領域の製品に係る開発・製造・販売等の事業の発展を促進するという効果を見込んで、当社の企業価値向上に資することを目的とするものであり、且つ、グループ企業全体としての経営効率化にも資するものであること、(ⅱ) 本販売権譲渡において、本販売権の価格に関してアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社へ資産評価業務を委託し、販売権価値算定意見書を受領するとともに、本販売権譲渡について西村あさひ法律事務所へ法務に関する事項全般に亘って助言を受けたこと、また、契約交渉が村田製作所に対する利害関係を有さない者によって構成されるチームによって行われたということ、さらには、取締役会においては村田製作所の出身者を含めて審議及び決議を予定しているが、当該出身者は会社法 369 条 2 項に定める特別利害関係取締役には該当しないことから、当社が、本販売権譲渡が当社の企業価値向上に資するものであるかを検討するに際し、独立した第三者との間の取引の場合と同等の慎重な手続を経て適切な資料や情報を収集したことを示すものであること、(ⅲ) 当社が当社の少数株主にとって不利益でなく且つ合理的であると判断する本販売権譲渡の対価その他の本販売権譲渡に関する条件を提示し、当社が村田製作所との間で複数回に亘る交渉・協議を行った上で、最終的に本販売権を最大限活用することが織り込まれた販売事業の継続に係る努力義務規定が本契約に規定されたこと、(ⅳ) 本販売権譲渡対価の前提となるアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社の資産評価手法が不合理なものであることを窺わせる事情は特段見当たらず、当該譲渡対価について同社が算定した資産評価額と同じであること、(ⅴ)これら(ⅰ)から(ⅳ)の理由から、本販売権譲渡の目的、本決定に至る交渉過程等の手続、本販売権譲渡の対価その他の条件の公正性、当社の企業価値の向上等の観点から総合的に見て、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申を得ております。

４．日程(予定)

販売権譲渡契約締結日　　平成 27 年３月 25 日

販　売　権　譲　渡　日　　平成 27 年４月１日～平成 27 年 12 月 30 日(※)

※販売権譲渡は手続きの進行に伴い、随時実施予定です。

５．今後の見通し

本販売権譲渡に伴い、平成 27 年 12 月期にて特別利益 24 億円が発生する予定です。特別利益は、販売権の譲渡の都度、発生いたします。

なお、平成 27 年 12 月期の業績予想につきましては現在精査中であり、業績予想の修正が生じる場合は速やかにお知らせいたします。

以　上